

社会福祉法人松徳会役員及び評議員の報酬等に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人松徳会（以下「法人」という。）の定款第8条及び定款第21条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬並びに費用弁償（以下「報酬等」という。）に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、定款第15条に基づき置かれる理事及び監事をいう。
- (2) 常勤役員とは、役員のうち、この法人事務所を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 非常勤役員とは、役員のうち、常勤役員以外の者をいう。
- (4) 評議員とは、定款第5条に基づき置かれるものをいう。
- (5) 報酬とは、報酬、賞与、諸手当をいう。
- (6) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、旅費（宿泊費を含む）等の経費をいう。

(報酬等の支給)

第3条 役員等には、勤務形態に応じて、次のとおり報酬等を支給する。

- (1) 常勤役員等については、報酬等を支給する。
- (2) 非常勤役員等については、業務に応じた報酬等を支給する。

(常勤役員等の報酬等の算定方法)

第4条 常勤役員等に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

- (1) 報酬については、別表第1に定める額のとおりとする。
- (2) 賞与については、別表第2に定める額のとおりとする。
- (3) 通勤手当については、職員給与規程第19条の規定に準じた額のとおりとする。
- (4) 職務遂行のため出張をしたときは、旅費規程に基づき、旅費を支給する。
- (5) 退職手当及びこれに準じる手当は支給しない。

(非常勤役員等及び評議員の報酬の算定方法)

第5条 非常勤役員等及び評議員に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

- (1) 報酬については、別表第3に定める額のとおりとする。
- (2) 職務遂行のため出張をしたときは、旅費規程に基づき、旅費を支給する。

(法人職員給与との併給)

第6条 法人の職員を兼ね、職員給与を支給している者の役員等報酬は、支給しないものとする。

(報酬等の支給方法)

第7条 常勤役員等に対する報酬等の支給の時期は、次の各号による報酬等の区分に応じて定める時期とする。

- (1) 報酬については、給与規程第5条に準じた日とする。
- (2) 賞与については、給与規程第24条に準じて支給する。
- (3) 非常勤役員のうち理事長報酬については、給与規程第5条に準じた日とし、その他の非常勤役員等に対する報酬は、当該会議に出席した都度、支給する。

(報酬等の日割り計算)

第8条 新たに常勤役員等に就任した者には、その日から報酬を支給する。

2 常勤役員が退任し、又は解任された場合は、前日までの報酬を支給する。

3 月の中途における就任、退任、又は解任の場合の報酬額については、その月の総日数から日曜日及び土曜日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する

4 第2項の規定にかかわらず、常勤役員等が死亡によって退任した場合は、その月までの報酬を支給する。

(公表)

第9条 この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

第10条 この規程の改廃は、評議員会の決議により行うものとする。

(補則)

第11条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めることとする。

附 則

この規程は、平成29年 6月 23日から施行する。

別 表

別表第1	常勤役員の報酬の上限額 1人につき月 100万円
別表第2	常勤役員賞与の上限額 1人につき年 200万円
別表第3	非常勤役員及び評議員の報酬 理事会及び評議員会の出席等の都度（監事の監査を除く。） 1人一律 5,000円 上記の他、法人及び施設業務のための出勤 1人1日 5,000円 監事の監査 1人1日 20,000円 非常勤役員のうち理事長の報酬 月 100万円以内